

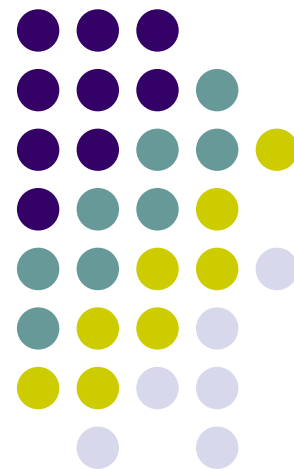
\* H15年5月29日 セミナーレジメ (使用データ・情報はセミナー開催時点のものであることにご留意下さい)

「企業年金/退職金セミナー」 場所 エル大阪

【主催】(株)ミロク情報サービスコンサルティンググループ 【協力】有限会社FPサポート・安達社会保険労務士事務所

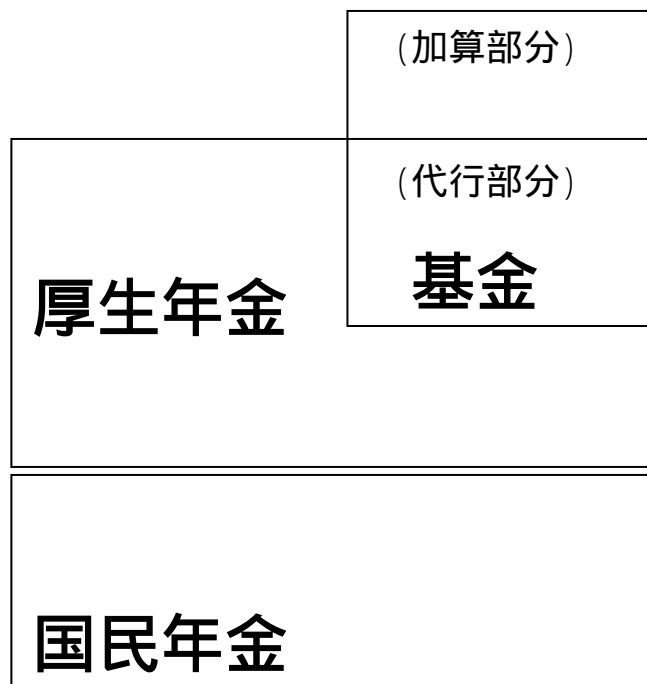
# どうする総合型基金、 継続か・解散か・脱退か

(有)FPサポート・安達社会保険労務士事務所  
代表 安達 俊明





# 厚生年金基金の基本的な仕組み



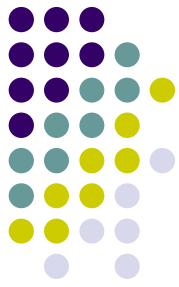
(加算部分)

基金独自の上乗せ部分

(代行部分)

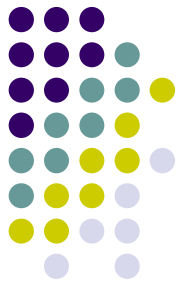
厚生年金の一部を肩代わりしている部分

- **最低積立基準額**  
加算部分まで給付するために準備しておくべき金額
- **最低責任準備金**  
代行部分まで給付するために準備しておくべき金額



# 厚生年金基金運営の仕組み

- すべては規約に基づいて運営されます
- 組織構成
  - 理事長
  - 理事会
    - 代議員会の招集および代議員会に提出する議案
    - 事業運営の具体的方針
  - 代議員会(通常 2月および9月の年2回開催)
    - 規約の変更
    - 予算、決算の承認
    - 事業所の任意脱退の承認



# 簡単に出来る基金の財政検証

～「基金たより」からわかるこれだけのこと～

## チェック項目

(加入状況からの検証)

- 加入事業所数、加入員推移(総合型基金設立認可基準 3000人)
- 受給者数、受給待機者数推移 (成熟度% = 受給者 / 加入員 × 100)  
何人の加入員で、受給者を支えているのか? 今後は?  
総合型基金の成熟度平均(H14年12月現在 35.1%)

(財務状況からの検証)

### •純資産はどれだけか?

未償却過去勤務債務、特例調整金、繰越不足金

### •継続基準

基金の永続性を前提に、積立が予定どおり行われているか

(純資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金 = (基準値 0.9以上)

### •非継続基準

基金が現状で解散したとして、加入員等の受給権が確保されているか

純資産額 / 最低積立基準額 = (基準値 0.9以上)

純資産額 / 最低責任準備金 = (基準値 1.05以上)



# 「基金たより」(一例)

## 基金の事業概況

1) 事業所数	180社	3) 掛金徴収率	87.3%
2) 加入員数	3500人	4) 年金受給者数	2300人

## 積立水準の検証

### 1) 継続基準による検証

$$\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金} / \text{責任準備金} = 1.03 \quad (\text{基準値 } 1.0 \text{ 以上})$$

### 2) 非継続基準による検証

$$\text{純資産額} / \text{最低積立基準額} = 0.64 \quad (\text{基準値 } 0.9 \text{ 以上})$$

$$\text{純資産額} / \text{最低責任準備金} = 0.88 \quad (\text{基準値 } 1.05 \text{ 以上})$$

(検証に必要なデータ)

(単位 百万円)

固定資産	18,000	許容繰越不足金	3,075
流動資産	250	責任準備金	20,500
流動負債	50	最低積立基準額	28,000
支払い備金	250	最低責任準備金	20,500
純資産額 + - -	17,950		



# 加入を継続した場合

## ● 基金加入企業の掛金負担

- 厚生年金保険料との比較  
基本掛金 + 加算掛金 + 事務費掛金
- 特別掛金とは  
過去勤務債務を償却するための掛金(3年~20年以内の期間で償却)
- 特例掛金とは  
短期的な利回り低下に対応するための掛け金  
特別掛金の引上げだけでは不足する場合に、上乘せで設定される掛金

## (一例 事業主負担保険料の比較)

- 一般事業所の厚生年金保険料 6.79%
  - 基金加入事業所  
厚生年金 + 標準掛金 + 事務費掛金 + 特別掛金  
5.34% + 2.05% + 0.3% + 2.8% = 10.49%
- = 3.7% (10百万円の人件費で 37万円の差)

# 任意脱退のケース



## •脱退の要件

- 事業所の加入員の1 / 2以上の同意を得ること(厚生年金保険法 第144条)

## •脱退を申し出ると

- 年2回の代議員会での承認事項

## •脱退不足金の計算方法 (基金規則 第32条の3の2)

未償却過去勤務債務のうち減少事業所が負担すべき額として合理的に計算した額  
なお、繰越不足金等のうち減少事業所が負担すべき額として合理的に計算した額を加算できる。  
積立金の額が最低積立基準額を下回る場合、下回る額のうち減少事業所が負担すべき額として合理的に計算した額

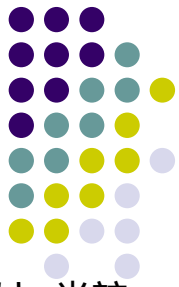
いずれか大きい額

$$* \text{任意脱退時の「最低積立基準額」不足金} \times \frac{\text{脱退事業所の加入員の標準報酬月額合計}}{\text{基金の全加入員の標準報酬月額合計}}$$

## •脱退不足金の納入スケジュール

## •脱退不足金の徴収に関して

厚生年金保険法 第89条が準用され、国税徴収の例により、徴収されます。



# 脱退に係る特別掛金の規約条文(一例)

## 第 条 (脱退事業所に係る特別掛金)

この基金は、この基金の設立事業所が任意脱退又は営業譲渡により設立事業所でなくなったときは、当該設立事業所の事業主から、脱退事業所に係る次の各号に掲げる債務の合計額を特別掛金として徴収するものとし、設立事業所でなくなった日の属する月の前月末日までに納入の告知を行う。

- (1) 特別掛金収入現価
- (2) 繰越不足金
- (3) 移行調整金及び資産勘定へ計上した特例調整金

2 前項に定める特別掛金の額は、それぞれ次に掲げる額とする。

### (1) 前項第1号に定める債務

脱退日の直前の決算時(脱退日が4月から9月までのときは前々年度の決算時、10月から3月までのときは前年度の決算時とする。)における特別掛金収入現価に、当該決算時におけるこの基金の標準報酬月額総額に対する脱退事業所の加入員に係る標準給与月額の割合(拠出率)を乗じて得た額から、当該直前決算時から脱退時まで当該事業所が負担した特別掛金の額を控除して得た額。

### (2) 前項第2号に定める債務

脱退日の直前の決算時における繰越不足金に、当該決算時における拠出率を乗じて得た額

### (3) 前項第3号に定める債務

脱退日の直前の決算時における移行調整金残高及び資産勘定へ計上した特例調整金の合計額に、当該決算時における拠出率を乗じて得た額

3 脱退事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、脱退日の属する月の翌月末日までに、この基金に納付しなければならない。

# 総合型基金の解散手続き



代議員会において基金解散を議決 → 厚生労働大臣の認可

## • 解散理由に関する基準

- 大半の事業所の経営状況が著しく悪化していること
- 加入員数の減少、年齢構成の高齢化等が原因で、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、その負担が困難と見込まれること
- 加入員数が、厚生年金設立認可基準(3000人)に比べ著しく減少し、基金の継続が困難と見込まれること
- その他、設立後の事情変更等から基金の継続が困難と見込まれること

## • 解散手続に関する基準

- 代議員会の議決 定数の4分の3以上による議決を得ていること
- 代議員会の議決以前の手続き
- 上記 の代議員会の議決の前に、次のア～エの各号の全ての手続きを修了していること
  - ア 議決前1月以内における全設立事業所の事業主の3 / 4以上の同意
  - イ 議決前1月以内における加入員総数の3 / 4以上の同意
  - ウ 議決前における全受給者に対する解散理由等の説明(文書または口頭)
  - エ 加入員の1 / 3以上で組織する労働組合がある場合、その同意

## • 解散時の責任準備金の確保に関する基準

解散認可日において、基金の年金資産が最低責任準備金を上回っていなければならない。  
事業所に対しては「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約で定める額」を一括徴収する。

解散時の一括拠出金 = 解散時の「最低責任準備金」不足額 × 「拠出率」



# 任意脱退、解散した場合の 社員・OBの年金はどうなるのか

- 任意脱退の場合(規約の定めによりますが、下記は一般的なケース)

社員の加入期間	代行部分	加算部分
1ヵ月以上3年未満	将来 基金連合会より年金支給	なし
3年以上10年未満		基金から脱退一時金 OR 将来 基金連合会より基本加算年金
10年以上15年未満	将来 基金連合会より年金支給	基金から脱退一時金 OR 将来 基金連合会より基本加算年金
	将来 基金より年金支給	基金から選択一時金 OR 将来 基金より年金支給
年金受給者	影響なし	影響なし (ただし、在職老齢年金で基金独自に支給されているものが減額されるケースあり)

- 解散の場合

社員・OBとも代行部分の年金は基金連合会より支給されますが、加算部分はなくなります。ただし、残余財産があれば連合会に引き継がれ年金に加算される場合もあります。



# 検討手順

- **自社退職金規程の確認**
  - 厚生年金基金給付分は内枠扱いか、外枠か
- 「基金たより」により財政状況の把握
- **最新の基金規約の取り寄せ**
  - 特別掛金(任意脱退時の不足金計算)条文確認
  - 解散に備えた条文の確認